

第 1 章 計画の概要

本計画（令和5年度～9年度）は、第3次篠山市食育推進計画（平成30年度～令和4年度）の食育の基本理念および目標をふまえ、これまでの推進状況の評価・検証を行い、一步進んだ食に関わるあらゆる関係機関・団体等との連携により食育を市民運動として展開し、心身ともに健やかに安心して暮らせるまちづくりを目指します。

1. 計画の基本理念と基本方針

基本理念

丹波篠山の豊かな自然から育まれた
心とからだを大切にし、生きる基本となる
“食”から始まる人づくり、まちづくりを目指す

基本方針

1. 市民一人ひとりが「食」に関する正しい知識をもち、地域のつながりを大切にし、食を楽しみ、生涯にわたり健全な食生活を実践する
2. 丹波篠山の自然の恵みを生かしつつ、環境に配慮した安心安全な食生活を実践する
3. 丹波篠山の伝統的な食文化を継承する
4. 丹波篠山らしさを大切にしながら、新しい生活様式やデジタル化に対応した食育を推進する

計画の方向性

1. 家庭における食育の推進
2. こども園、保育園、幼稚園、学校における食育の推進
3. 地域における食育の推進
4. 丹波篠山の豊かな農産物の活用の推進
5. 持続可能な食育を進めるための環境づくりの推進

2. 計画の位置づけ

(※) 食育基本法の中では、「食育」を次のように位置づけています。

- 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

第3次篠山市食育推進計画(平成30年3月策定)に引き続き、本計画は、食育基本法の目的・基本理念をふまえ、同法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけます。

本市では、令和3年度からの第3次丹波篠山市総合計画の目指す将来像を『「丹波篠山」だからこそ実現できるあなたの夢・安心・未来』とし、本計画を施策の柱として位置づけています。また本計画は、本市として食育に関する基本的な事項について定め、関連計画等との調和を保つものとし、ます。

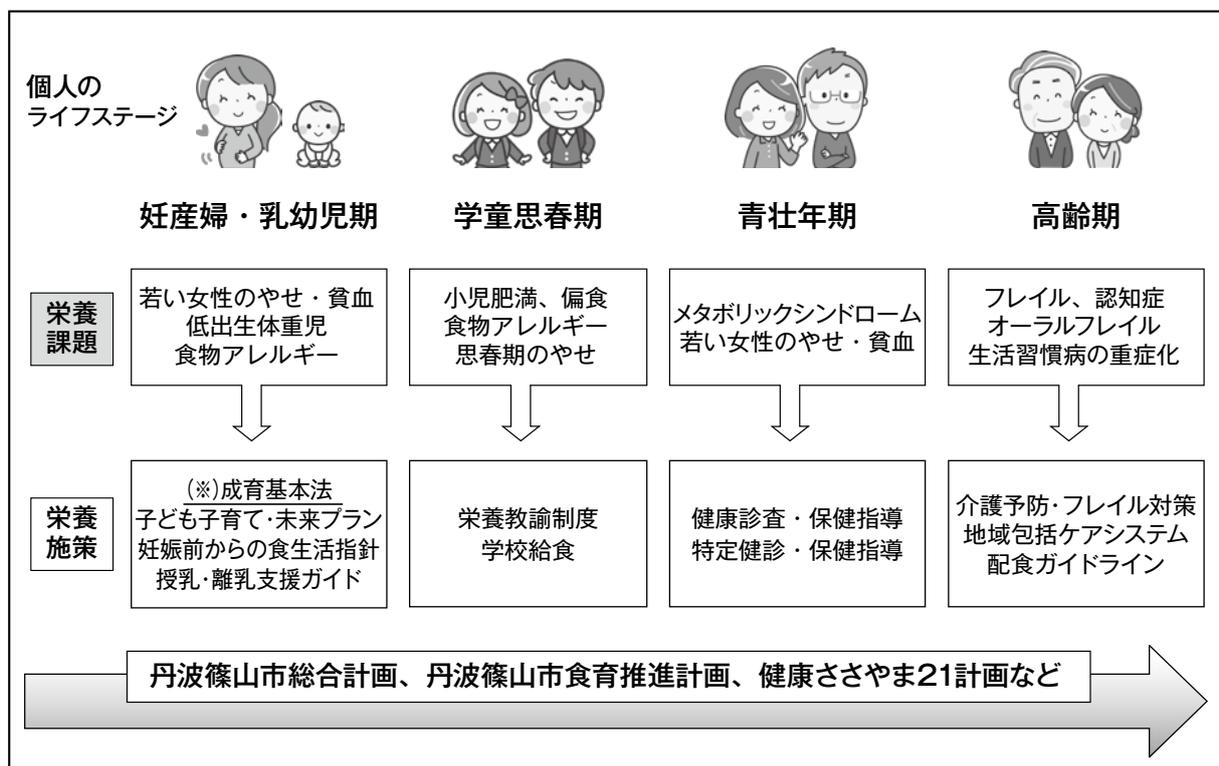
3. 計画期間

令和5年度から令和9年度の5年間とします。なお、社会情勢の変化等によって見直しが必要になった場合には、随時適切に見直しを行います。

4. 取り組みの展開方法

ライフステージと生活場面に応じた食育

あらゆる世代の市民が健全な食生活を送り、心身ともに健康で豊かに暮らすためには、生涯を通じた食育が重要です。このため、乳幼児から高齢者に至るまで、(※) ライフステージ に合わせた食育を推進します。



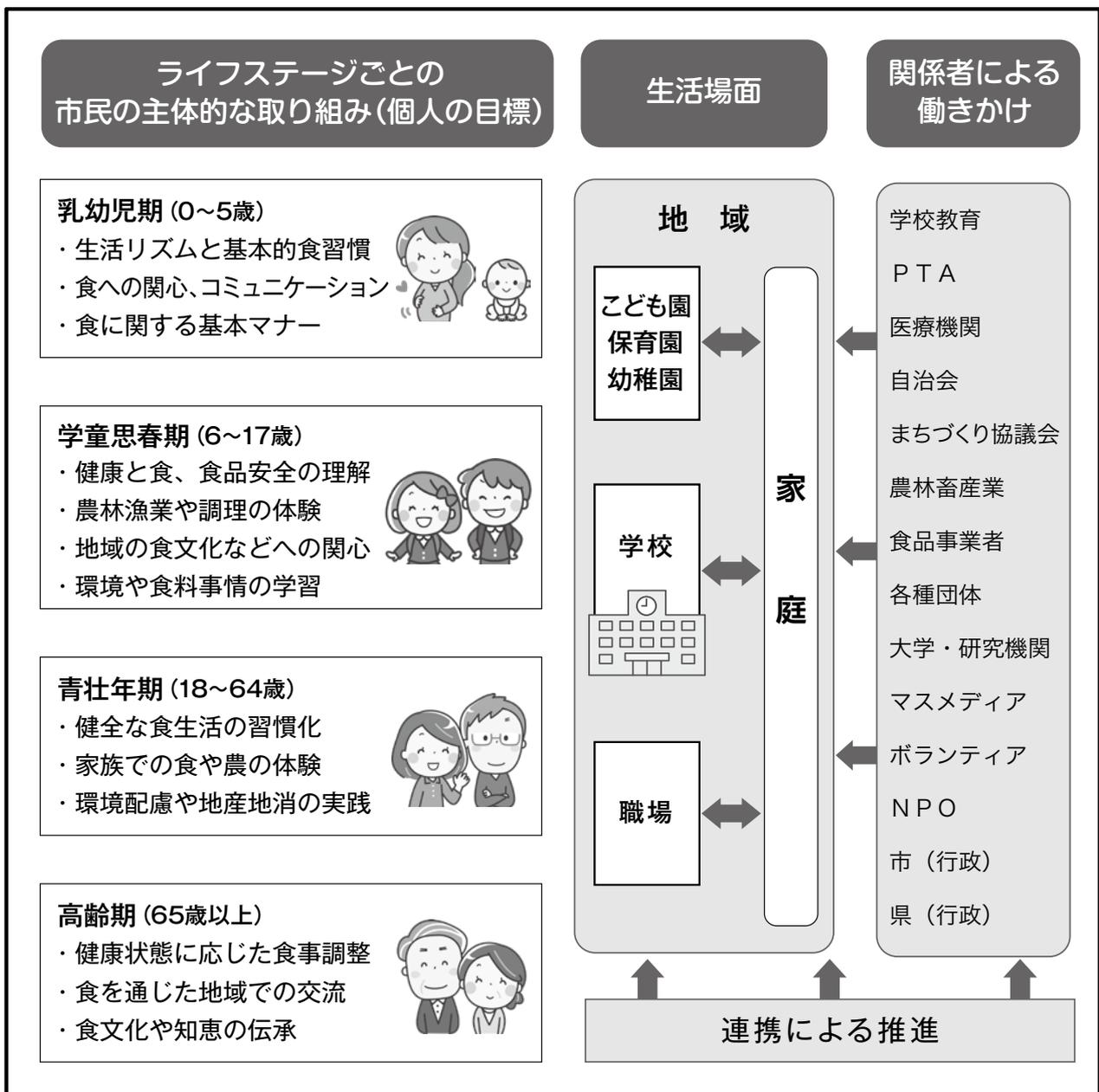
兵庫県食育推進計画(第4次)参照

5. 計画推進体制

本市の食育は、市民をはじめとし、家庭や地域、こども園、保育園、幼稚園、学校、生産者、飲食店・小売店などの食品事業者、食に関わる各種団体、医療機関、行政などが協力し、つながり合いながら推進していきます。

そのため、地域で活動している各種団体との連携を充実するとともに、食育活動が活性化されるよう、食育について広く周知し、啓発を図ります。

また、市（行政）においては健康づくり、農林畜産業、教育をはじめとするあらゆる分野において食育の施策を推進します。



兵庫県食育推進計画（第4次）参照

SDGs (持続可能な開発目標)への取り組み

- 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能な世界の実現を目指す国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本も積極的に取り組んでいます。
- 食育の推進は、市民一人ひとりが生涯にわたって健全な心身を培うことに資するとともに、市民の食が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な行動に支えられていることについて知り、感謝の念や理解を深めることにつながります。持続可能な社会の実現に向けた礎となる取り組みです。
- SDGsに関係するのは企業や行政だけではありません。普段から取り組んでいる子どもたちへの農作業体験機会の提供や地元産農作物の購入、ごみ減量や節電・節水など、市民一人ひとりの行動すべてがSDGsへとつながります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせ、栄養不良をなくす</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>飢餓をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>質の高い教育をみんなに</p> <p>全ての人々に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女性のエンパワーメントを図る</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>働きがいも経済成長も</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の働きがいのある人間らしい雇用</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>人や国の不平等をなくそう</p> <p>各国内や各国間の不平等をなくす</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>住み続けられる街づくりを</p> <p>包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>つくる責任つかう責任</p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策をとる</p>
<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p>陸の豊かさを守ろう</p> <p>持続可能な森林の経営、土地の劣化の阻止回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>平和と公正をすべての人に</p> <p>効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>